

令和8年3月愛荘町議会定例会会議録

令和8年3月9日（月）午前8時59分開会

議 事 日 程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提案趣旨説明
- 日程第 5 承認第 1号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 6 同意第 2号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第 3号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 1号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 2号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 3号 愛荘町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 5号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 6号 愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
- 日程第14 議案第 7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 8号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第16 議案第 9号 令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第10号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第11号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第12号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 日程第20 議案第13号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第14号 令和8年度愛荘町一般会計予算
- 日程第22 議案第15号 令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第23 議案第16号 令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第17号 令和8年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第25 議案第18号 令和8年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第19号 令和8年度愛荘町下水道事業会計予算
- 日程第27 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

出席議員（12名）

1番 岡本志穂美君	2番 久山幸代君
3番 メンドーザ智子君	4番 久保田正利君
5番 小菅久宣君	6番 中川喜代和君
7番 澤田源宏君	8番 村西作雄君
9番 村田定君	10番 瀧すみ江君
11番 竹中秀夫君	12番 河村善一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	杉本甚治郎君
教育長	徳田寿君	教育次長 兼教育振興課長事務取扱	陌間秀介君
企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱	西川傳和君	総務政策監	生駒秀嘉君
福祉政策監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀君	産業政策監 兼商工観光課長事務取扱	北川三津夫君
経営戦略課長 兼行革・DX推進室長	田中孝幸君	公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君
人権政策課長	藤野知之君	くらし安全環境課長	山本拓也君
福祉課長	川井美幸君	子ども支援課長 兼こども家庭センター長	増居志穂君
住民課長	楠真二君	税務課長	藤澤雅史君

農林振興課長 阪本 崇君 建設・下水道課長 羽田順行君

事務局職員出席者

議会事務局長 森 まゆみ 書記 伊谷 一 真

開会 午前8時59分

◎開会の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。座ります。

令和8年3月愛荘町議会定例会の1日目です。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、令和8年3月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（河村善一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番 メンドーザ智子君、4番 久保田正利君を指名します。

◎会期の決定

○議長（河村善一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの15日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（河村善一君） 日程第3、諸般の報告を行います。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） 諸般の報告、2ページをお願いいたします。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同法第180条第2項により報告するものです。内容については、次のとおりです。

1、契約の目的。令和6年度工事第35号、愛知川東小学校校舎等長寿命化改良工事（建築）。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額2億6,079万200円に対し、変更後の契約金額2億6,118万8,400円。

3、契約の相手方。住所、滋賀県蒲生郡竜王町山之上3276。氏名、株式会社ヤマタケ創建代表取締役、竹井友明です。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

◎町長提案趣旨説明

○議長（河村善一君） 次に、日程第4、町長提案趣旨説明を行います。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） おはようございます。令和8年3月愛荘町議会定例会の開会に当たり、町の皆様に御挨拶を申し上げます。

このたびの町長選挙において、2期8年の取組を経た上で、引き続き町長職の任に当たらせていただく御審判を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。町民の皆様のお幸せこそを第一に置いた政治、未来志向の町にふさわしい政治施策、まちづくりを進めてまいりたいとの決意でございます。今般、議会に新たな議員の方々もお入りになりました。議員の方々と力を合わせ、町の発展に尽力してまいりたいと存じます。

まず、お触れをしたいのは、私が町長職として多くの方々と御縁を頂き、またお出合いをさせていただく際に、いつも感銘を受け、感謝の念を深めますのは、それぞれの字で、地域で、団体で、仕事で、心の通うやり取りを通し、信頼を重ね、日々御尽力を頂いている多くの町民の方々の御存在です。時に辛抱の要る、また、晴れの日ばかりでない中であっても、地域への恩返しや大きな愛情を持って、人に、地域に、社会に温かい影響を与え、お力を頂いている多くの方々の御存在に心からの敬意と感謝を申し上げます。

自分たちが生きていられるのは、誰かが荷をしょってくださっているからです。声高に主張する、批判する、他者のことにエネルギーを向ける。そんな生き方とは無縁

の方々の御存在が愛荘町を守ってくださっていると強く感じます。そのことに気づくことができるか。気づけたならば、感謝の念をしっかりとお伝えできているか。自分ができることは何か。常に点検しながら公益に資する生き方を皆で貴び、感謝する世相を愛荘町において一層定着させていきたいと強く考えております。

何点か、本任期を始めるに当たり、お話しさせていただきたいと存じます。

1つ目に、自らのことは自らが規定する、自らが守るという観点の話です。少し俯瞰した話です。現下、激動の世界、社会情勢や技術の進化も加速度的に早まる時代において、国において、日本国家の地歩を固め、国家主権を何人にも脅かされることのない国であるよう、また、国家を漂流させないための取組が、多くの有権者の審判を得た上で進められています。問われたのは、真に国家運営にふさわしい覚悟を持つのか、政治の姿勢です。現在の成熟した社会において、なお国家や地域、町を守ろうとするのであれば、政治と主権者の双方が将来と現状を真摯に見定め、努力が求められる局面においても乗り越えようとする気概と実務力を備えねばなりません。

4年前、2期目の就任の際にもお伝えさせていただきました。誰かが助けの手を差し伸べてくれることに、期待ばかりでいることはできません。自らが、そして社会を構成する一員一員が、自分事として持てる力を発揮する。主体的に物事を前へと進める姿勢が求められています。この際に触れましたのは、ロシアがウクライナに侵攻した戦争のことであり、また、かつて自由な空気が大いに存在しながらも、今日、国家安全維持法という法律、施策によって全く異なる社会となってしまった香港のことであります。自らの地域は自らが守る。また、その崇高な思いや意志を隣人にも伝えることにより、町の威厳や尊厳、温かい地域の心ということも伝播していくような町でありたいと考えています。

2つ目に、発信のありよう、政治のありようについてです。ロックフェラーの格言に、私が好きな言葉があります。英語です。Next to doing the right thing, the most important thing is to let people know you are doing the right thing. 直訳ではありませんが、訳せば、正しい行いを重ねることは当然として、大切なことは、あなたが正しいことをしようとしているということ、何が起きているか、何に向き合っているのかをお伝えしていくことが大事であるというように理解をしています。

信頼される政治ということを掲げました。これからは臆することなく議会で何が起きているのか、住民さんが御存じいただけていないところで、役場にどんな働きかけがなされているのかも、必要に応じ発信をしていきたいと思えます。愛荘の政治をすがすがしいものにしていきたいと考えています。

私からは、今任期の初日に議長、副議長となられる方々、もとより議員の皆様、ぜひ町民の皆様の規範や模範となるような言葉や態度のやり取りをお願いしたく存じますと御依頼を申し上げておりますことを御報告申し上げます。品位のある町政治の実践、この点に元来より多くの議員、職員、そして町民の方々も御賛同を頂いているものと拝察しております。

3点目に、町の一体感についての話です。町の一体感の向上、すなわち価値や体験の共有ということが、20年目を迎えた愛荘町にとって、引き続き重要との思いを強くしています。少子高齢化が進む中において、前向きな人生の基盤となる健康の重要さは論を待たないものでありますが、「けんこう愛荘」を愛荘町を包含するテーマとして掲げましたのは、その屋根の下に私たちが個人として、地域として、総体として一体感を向上させ、心身の健康や地域の健康も含め、健やかな歩みを進めていきたいとの思いを込めております。

一方、やはり若い世代の方々にとっては、愛荘こそが自分たちの町であり、景色であり、歩みですので、そろそろ大人世代は地域が持つ歩みや文化を大切にしながらも、若い世代の彼らのためにも、旧町意識から意識的に離れて町を見ることも大切なのかもしれません。

4点目に、私たちがともすると安易に陥りやすいわなについての話です。最近強く感じますのは、何がない、これがない、あっちにはあれがあるという諸元的な比較に人がとられることのたやすさと、そしてそういう心の持ち方が、決して幸せを近づけることにつながるわけではないという点です。言葉を換えると、自分たちが持てているものに意識を向け、目を向け、光を当てるとのことだとも感じています。そうすると私たちの人生は、暮らしは、実に多くの方々の力や存在、過去からつながるありがたい文化や宝によって生かされていることに、感謝の念や誇りが芽生えてきます。

時に、大人は子どもたちにスマホの中の他者のきらきらとした世界と比較しても仕方ないよというでしょうが、私たち大人がいつまでも近隣や世の成功モデルと比較してしまっていることはないでしょうか。それぞれの地域にはそれぞれの歴史や異なっ

た歩みがあります。単純に比較をしやすい時代ではありますが、そればかりしては、いつまでたっても渴望感に支配され、自らの心を満たすことは難しいのかもしれない。グローバル化を経て、世界の潮流は改めてそれぞれの国や地域が育んだよさや魅力を再発見、再確認する今日であるからこそ、私たちが持つ宝や人のつながりの温かさなど、私たちが持つものの魅力に気づき、磨く世相も育んでまいりたいと存ずるものであります。

それでは、今期定例会に御提案いたします議案について説明を申し上げます。承認案件1件、人事案件2件、条例案件7件、令和7年度補正予算案件6件、令和8年度当初予算案件6件、合わせて22件です。

まず、承認第1号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につき承認を求めることについては、2月8日に投開票しました衆議院議員総選挙の執行に要する経費に係る予算を専決処分しましたので、議会に承認を求めるものです。

次に、人事案件2件です。同意第2号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて、現委員の任期満了に伴い、新たに選任の同意をお願いするものです。

同意第3号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、現委員の任期満了に伴う再任に関し、選任同意をお願いするものです。

次に、条例案件7件です。議案第1号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の報酬額を見直すことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第2号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の人事院勧告に基づき、通勤手当や地域手当に係る改正をすることに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第3号 愛荘町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。

議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年度からの国民健康保険税の税率について、愛荘町の国民保険事業の運営に関する協議会に対し諮問し、滋賀県から示された令和8年度における納付金の決定額等を基に示された答申に基づき税率の改正を行うものです。

議案第5号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例につきましては、国の非常勤

消防団員の報酬等の基準が示されていることから、町消防団員の年間報酬額及び出動報酬額を見直すため、所要の改正を行うものです。

議案第6号 愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例につきましては、住民基本台帳法の一部改正により条例を廃止するものです。

議案第7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

続いて、令和7年度補正予算案件6件です。

議案第8号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出それぞれ1億553万5,000円を追加し、総額を127億4,346万9,000円とするものです。

議案第9号 令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ80万2,000円を追加し、総額を80万4,000円とするものです。

議案第10号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1,937万円を追加し、総額を19億8,348万円とするものです。

議案第11号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ2,498万円を追加し、総額を2億9,059万9,000円とするものです。

議案第12号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ355万4,000円を追加し、総額を16億8,697万3,000円とするものです。

議案第13号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入に1,116万2,000円、収益的支出に449万1,000円を追加、資本的収入を1,410万7,000円、資本的支出を1,216万7,000円減額するものです。

次に、議案第14号から第19号は令和8年度当初予算案件で、一般会計と特別会計を合わせた予算規模は154億6,090万3,000円となり、前年度当初比1億3,619万2,000円の増加、また、下水道事業会計は17億5,842万6,000円で、総予算規模は172億1,932万9,000円となります。

以上の案件を令和8年3月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。御審議

の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（河村善一君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は明日、3月10日午前9時から本会議です。ありがとうございました。

この後、9時35分から全員協議会を開催します。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会 午前9時23分